



武蔵野市
緑の
基本
計画
2019

武蔵野市

平成31年3月

改定にあたって

武蔵野市では、昭和46(1971)年から「第一期長期計画」の重点事業として「緑のネットワーク計画」を掲げ、積極的に公園緑地の保全や拡充を進めてきました。昭和48(1973)年には、当時全国でも唯一、緑をテーマとする「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、「緑は市民の共有財産」を理念に掲げ、市民と市の役割を明確化するとともに、次世代に引き継ぐ決意を表しています。

平成6(1994)年の都市緑地保全法の一部改正により、区市町村の地域性や独自性を活かした計画として「緑の基本計画」の策定が位置づけられました。このことを受け、全国に先駆け、平成9(1997)年に「むさしのリメイク(武蔵野市緑の基本計画)」を策定し、平成20(2008)年には、「武蔵野市緑の基本計画2008」として改定を行い、緑化推進や緑化活動への市民参加など、緑の保全と創出に取り組んでまいりました。

近年では、都市公園法をはじめとする緑に関する法制度の改正など、都市公園を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの変化を的確に捉えるために、10年が経過した旧計画を「武蔵野市緑の基本計画2019」として、この度改定いたしました。

改定にあたっては、平成27・28(2015・2016)年度に「第五期緑化・環境市民委員会」を設置し、さらに平成29(2017)年度から2か年をかけて「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」を設け、社会動向などを踏まえ、多くのご意見を伺いながら作業を行いました。

この緑豊かな環境を、次世代の子ども達に残していくために、「武蔵野市民緑の憲章」の理念を継承するとともに、旧計画からの将来像を「武蔵野市緑の基本計画2019」に引き継ぎ、より一層市民、民間、行政との連携を深めながら、緑豊かなまちづくりを進めてまいります

最後に、本計画策定にあたりまして、ご尽力いただいた「第五期緑化・環境市民委員会」、「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」の皆様、ワークショップやオープンハウス、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。



平成31年3月
武蔵野市長 **松下 玲子**

武蔵野市民緑の憲章

[昭和48年4月19日告示第18号]

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。

私たち武蔵野市民は、この市民による自治という基本理念にたち、「平和な緑と教育」のふるさと武蔵野市をつくっていくために、市民緑の憲章を定める。

緑は、太陽が照りかがやき、豊かな水と土に恵まれたところに、のびのびと生育するものであり、私たち市民の生活環境水準をしめす的確な指標である。

人間と自然との調和のないところに、あかるい市民生活、ことに児童の健康、老人のやすらぎはありえない。

だが、今日緑はうしなわれ、公害とあいまって、私たち市民の生命の危機すらまねくにいたっている。

緑の回復は、武蔵野市民の基本的課題となっている。

私たち武蔵野市民は、ただかつての武蔵野の郷愁にひたることなく、ふるき武蔵野の緑をまもり、今日ある緑をそだて、新しい武蔵野の緑をつくりだしていくことを決意し、ここに市民ならびに市政の目標を明らかにする。

私たち武蔵野市民は

1. すべての緑はみんなの財産として、大切にする。

緑は、個人の庭先のものであれ、公園・街路のものであれ、ひとしく市民すべてが共通に享受するものと考えて大切にする。

2. 常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える。

緑の生育には長い年月がかかることを考え、緑の保全とともに増植を積極的に行い、これを次代の市民に継承する。

3. 自発的に緑化運動を推進する。

市民の努力と創意をあつめ、多様なかたちで自発的な緑化運動をくりひろげる。

4. 市の緑化計画と、その実現に参加する。

市政に緑化の計画的推進をもとめ、計画とその実現に参加する。

武蔵野市は

1. 緑化計画を定め、推進体制を確立する。

市民参加のもとに長期・短期の緑化計画を定め、これを実現するための強力かつ総合的な行政体制を確立する。

2. 緑のネットワークの充実を積極的にすすめる。

緑のネットワークの充実を計画的に推進し、市民による緑化に先導的役割をはたす。

3. 市の施設の緑化を、市民に率先してすすめる。

武蔵野市が所有・管理する全ての施設の緑化を、市民に率先して計画的に推進する。

4. 学校・団地・企業などに自発的な緑化をもとめる。

武蔵野市内に学校・集合住宅・商店・工場などを建設管理する者にたいして、この市民緑の憲章にもとづく緑化推進の協力をもとめる。

5. 近隣の自治体と協力してひろく緑化を進める。

武蔵野市民の自発的な緑化運動を基礎として、近隣自治体等の協力のもとに、広域的展望をもった緑化政策を推進する。

目次

第1章

武蔵野市の緑の経緯と概要

- 1 武蔵野市の緑に関するこれまでの経緯 6
- 2 緑をとりまく社会背景と主な動向 6
- 3 緑の基本計画とは 7
- 4 武蔵野市の緑をとりまく概要 9

第2章

緑の基本計画2008の評価

- 1 緑の基本計画2008の評価 16
- 2 計画の論点整理 19
- 3 改定のポイント 22

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念：「緑は市民の共有財産」 24
- 2 将来像：「緑の量・質ともに豊かな武蔵野市」 25
- 3 計画のテーマ 26
- 4 計画の目標 26
- 5 緑の方針 28

第4章

将来像を実現するための施策

- 1 施策体系 32
- 2 基本施策と個別施策 33

資料編

- 1 個別施策 主な取組み一覧表 43
- 2 旧施策の進捗と本計画での対応 44
- 3 緑に関する法改正等の解説 48
- 4 東京都の緑に関する計画の解説 50
- 5 緑のデータ(抜粋編) 51
- 6 地域別の緑の特徴 53
- 7 緑の仕事 56
- 8 暮らしの中で緑を楽しむための主なサポート 57
- 9 計画策定の経緯 58
- 10 緑化行政の歩み 64
- 11 用語解説 65

・本文中に*がある用語は、資料編の11用語解説に解説があります。

第1章

武蔵野市の緑の 経緯と概要



第1章

武蔵野市の緑の経緯と概要

1 武蔵野市の緑に関するこれまでの経緯

本市は、都心から近い立地にあり、利便性が高く、低層住宅地が広がる地域であることに加え、都内有数の商業地や企業の先端研究施設、多くの大学などを有しています。

まちなかに目を向けると、都立井の頭恩賜公園などの大規模公園や樹林のある公園の緑と、玉川上水・千川上水などの水辺が調和しています。さらに、住宅地の花と緑、街路樹、遊び・休息などで親しまれている小規模公園、農地、屋敷林・雑木林などの多彩な緑が身近にあり、これらの要素が住みたいまちとして評価されている要因の一つとなっています。

緑豊かで住みやすいまちとなった背景には、緑は市民の共有財産として、市民一丸となって緑を守り、新たな緑を育ててきた経緯があります。昭和46年には、緑化市民委員会(後の緑化・環境市民委員会*)が設置され、継続的に緑と水辺の整備や保全などに関する検討と提言を行ってきました。昭和48年には、全国にも類を見ない緑をテーマにした「武蔵野市民緑の憲章」が制定され、現在でもこの精神は受け継がれており、緑は、本市の良好な住環境の形成

になくてはならないものとなっています。

このように本市にとって大切な緑は、公園緑地の整備・拡充や開発などに合わせて新たに創出されていますが、維持管理の負担などから民有地では減少傾向にあります。また、公園には、高齢化が進んでいることや単身世帯の増加による地域とのつながりに対応する交流の場や、保育園の園庭の代替としての機能などが求められるようになり、その役割は多様化しています。

2 緑をとりまく社会背景と主な動向

緑は、ヒートアイランド現象*の緩和、豪雨・台風の防災・減災対応、生物の生息場所の確保などの役割が期待されています。また近年、少子高齢化、公共施設の老朽化、財政面の制約などの問題が生じており、緑の分野においても将来を見据えた対策が求められています。そこで国では、社会が成熟化して価値観も多様化する中、緑とオープンスペース*の多面的な機能をより発揮していくために、平成29年5月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を公布し、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法などを改正しました。([表1])

[表1] 緑に関する法改正の主な内容

都市公園法の主な改正内容	◎都市の貴重な緑とオープンスペースである公園の資源を有効に活用して、公園を再生・活性化するために民間などによる施設の設置管理制度の創設 など
都市緑地法の主な改正内容	◎市民や活動団体が主体となって市民緑地を整備・活用する制度の創設と拡充など ◎緑の基本計画に記載することが示されている主な事項(改正事項は下線箇所) ・緑地の保全及び緑化の目標/緑地の保全及び緑化の推進のための施策/都市公園の整備及び管理の方針・その他緑地の保全及び緑化の推進の方針/特別緑地保全地区内の緑地の保全/生産緑地地区内の緑地の保全/緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進など→ 第3章の5「緑の方針」を参照
生産緑地法の主な改正内容	◎生産緑地地区*の指定の面積要件が300㎡以上に引き下げられ、従来の面積より規模の小さい農地でも生産緑地地区に定めることが可能 など

また、平成24年には「生物多様性国家戦略2012-2020*」の策定により今後の自然共生社会のあり方が示され、平成28年には「持続可能な開発目標（SDGs）*」推進のための実施指針が決定し、経済・社会・環境を統合した持続可能な開発の取り組みが進められています。

これらの主な動向を受け、本市においても実情を踏まえて対応していくことが求められます。また、緑は、公園緑地などの公共の緑だけでなく、住宅地・企業・大学・農地などの民有地の緑から成り立ち、私たちの日々の暮らしに潤いや安らぎをもたらしていることから、市全体の緑における保全と創出及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。

つ計画的に実施するために策定するものです。〔図1〕

(2) 緑の基本計画改定の経緯

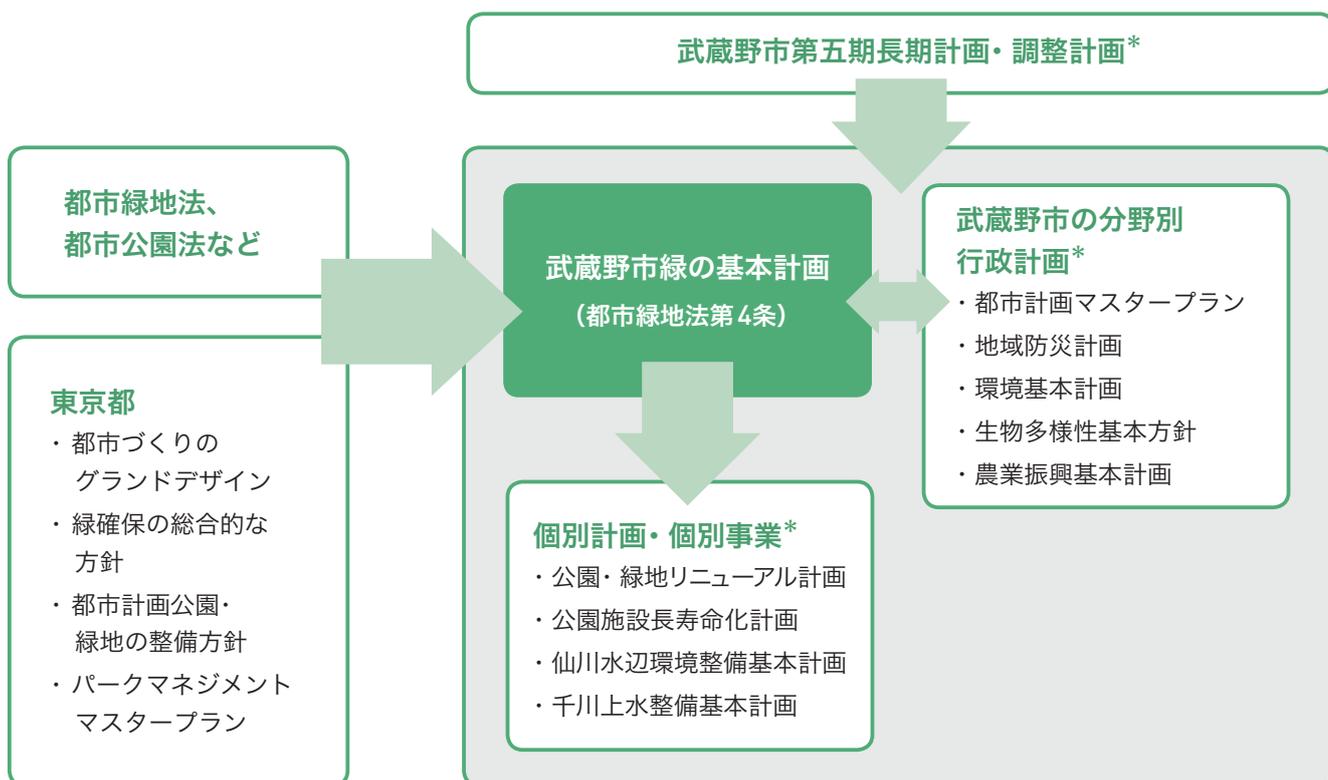
本市では、平成9年に「むさしのリメイク（武蔵野市緑の基本計画）」を策定し、その後、平成20年に計画の改定を行い、「武蔵野市緑の基本計画2008」を策定しました。

改定後10年が経過し、これまでの計画の成果を活かしつつ、本市の実情や緑をとりまく社会情勢の変化に的確に対応し、緑施策を総合的・計画的に展開するため、「武蔵野市緑の基本計画」の改定が必要になったことから計画に専門家や市民、地域で活動している方の意見を反映するために、平成27年・28年度に「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」を開催し、提言としてとりまとめています。平成29年・30年度には、学識経験者・市内の企業・農業委員・緑ボランティア・公募市民からなる「緑の基本計画検討委員会」と、庁内で横断的に緑に関する施策を検討する、「庁内検討委員会」を設置し、さらに、広く意見を取り入れるため、ワークショップ*・オープンハウス*・パブリックコメント*などを実施し、様々な視点から議論を行いました。〔図2〕

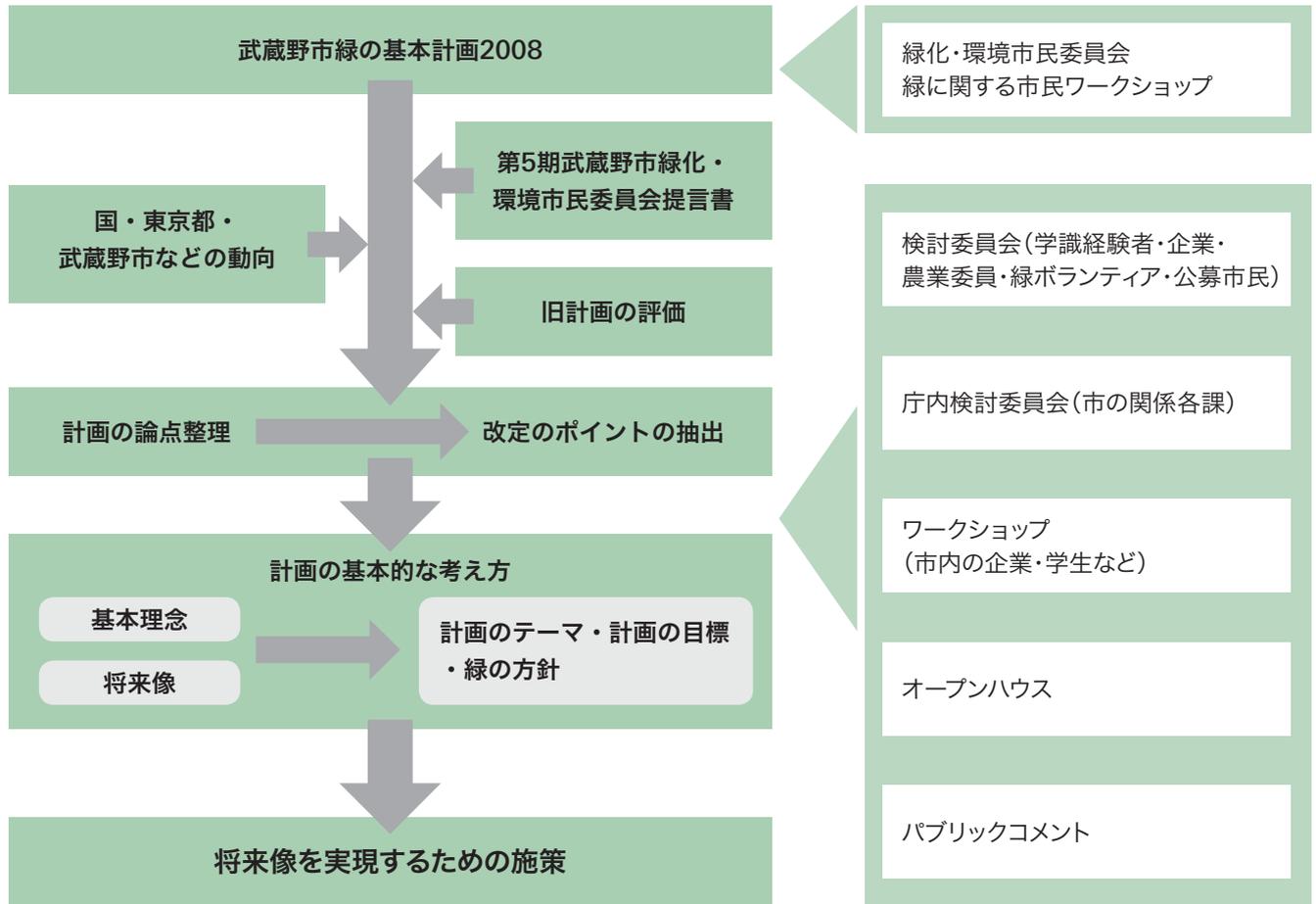
3 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画について

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される計画で、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的か



〔図1〕 計画の位置付け



[図2] 計画改定の流れ

(3) 緑の定義と役割

緑の基本計画における「緑」について、その定義と役割を示します。

緑の定義

緑の基本計画の対象となる「緑」は、樹木や草花などの植物に限らず、生息する動物や昆虫などの生物を含むものとし、公園緑地、農地、屋敷林・雑木林、学校の樹木や花壇、玉川上水・千川上水・仙川などの水辺、街路樹、駅前広場の緑、住宅の花や庭木、神社や寺の緑、企業・マンション・商業施設などの緑とします。

上記で述べた「緑」は、市民の生活環境を様々な面で支えており、主に次に示す役割を担っています。

◎都市環境改善の機能

- ・地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象*の緩和、大気の浄化、騒音の低減、雨水浸透・保水機能など

◎生態系の保全

- ・生物の生息・生育環境の創出・保全、生物が緑地・水辺を移動するための回廊の形成 など

◎潤いと健康・レクリエーションの機能

- ・心身の潤い、憩いの場、運動・遊びの場、自然とのふれあい、環境教育の場、様々な社会参加の場 など

◎防災機能

- ・火災の延焼防止、避難場所、避難路、災害復旧拠点 など

◎都市景観の形成

- ・季節感を感じる景観の形成、良好な街並の形成 など

◎地域の活性化

- ・地域のお祭りやイベントなどのにぎわい空間 など

◎地域の歴史の継承

- ・農地、屋敷林・雑木林・社寺林・上水などの歴史を伝える機能 など

4 武蔵野市の緑をとりまく概要

(1) 立地

本市は、都心から約20km西方にあり、東京都特別区と多摩地域をつなぐ位置にあります。

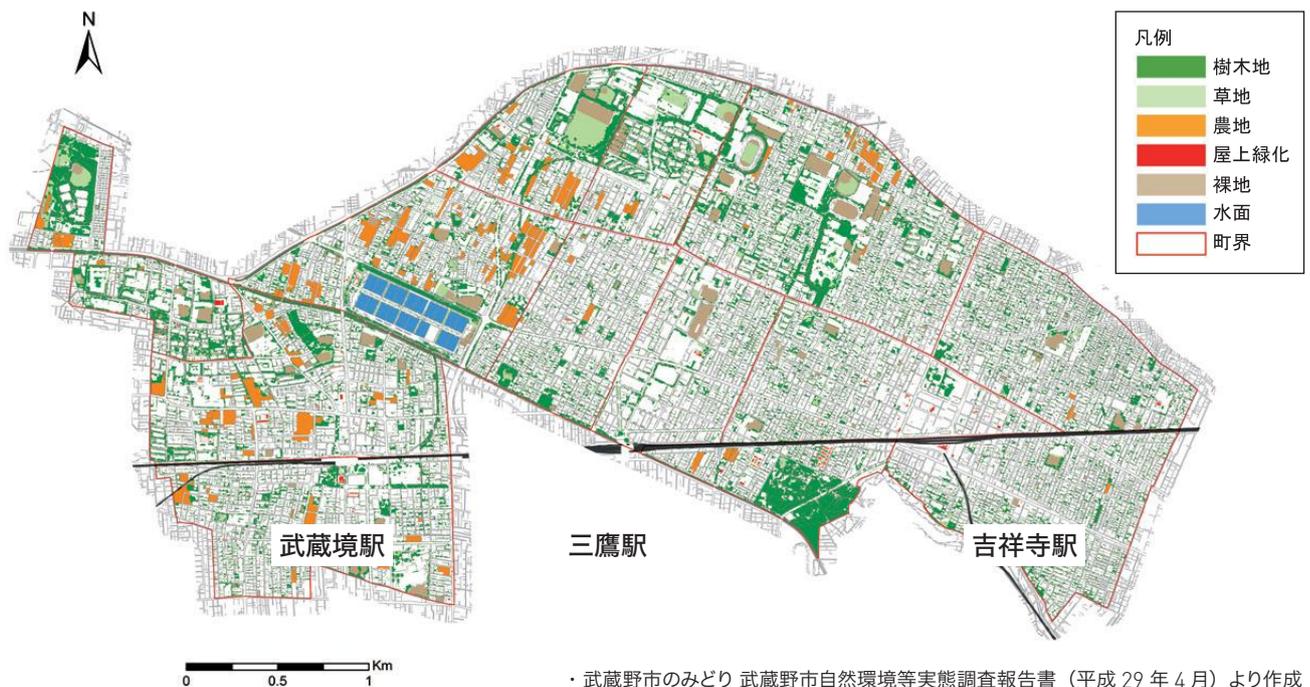
かつては、人々の生活と農地、屋敷林・雑木林が溶け込む風景が広がっていました。

戦後の人口増加に伴い、住宅地が増加し、全国でも人口密度の高い都市のひとつとなりましたが、現在でも歴史を感じる緑や水辺が見られるなど、多様な緑を有しています。

(2) 緑の概要

1) 緑の概況

[図3] は、本市の緑の分布を表す地図です。市内の緑は中央地域北部と武蔵境地域で多く、吉祥寺地域や駅周辺で少ない傾向にあります。吉祥寺地域では、個人の庭木を中心とした緑の分布が見られ、中央地域や武蔵境地域では、大規模な都市公園などが緑の中心となっています。また、農地の多くは市域西側に点在しています。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成 29 年 4 月）より作成
 ・この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度）を使用したものである。
 （30 都市基交著第 23 号）

【図3】市内の緑の分布図

2) 公園緑地

市立公園は、現在市内に 178 箇所あり、一人当たりの公園緑地面積は、4.5㎡（平成30年4月1日現在）となっています。小規模な公園が多いことが、本市の特徴の一つです。

また、市立公園のほか、3つの大規模な都立公園（井の頭恩賜公園・武蔵野中央公園・小金井公園）、遊歩道・借地公園・苗木畑があります。

公園施設などを計画的に維持管理・更新するために「公園施設長寿命化計画*」と、それぞれの公園緑地が持つ機能や特性を明らかにし、地域間で相互に補完しあうことで効果的に公園緑地を改修する「公園・緑地リニューアル計画*」を策定し、既存の公園の維持管理や魅力向上に取り組んでいます。



リニューアルにより拡充した 本田東公園

3) 水辺の緑

市内を流れる玉川上水と千川上水は、かつてはいずれも清流が途絶えていましたが、本市の市民活動を契機に東京都と周辺自治体などの連携により清流を復活させ、貴重な水辺となっています。

玉川上水は、文化財保護法による国の史跡に指定され、都の計画に基づいた保存管理が行われています。千川上水は平成 18 年度より武蔵野市に移管され、「千川上水整備基本計画*」に基づき散策路やベンチの整備を行っています。

一級河川である仙川は、平成 10 年に策定した「仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）*」に基づき、コンクリート護岸から親水空間への改修整備を進めています。



コンクリート護岸から自然護岸に改修された仙川（一部区間）

4) 道路の緑

桜並木などの街路樹は、自然樹形*を大切にしながら維持管理を行っており、低木や地被・花などとともに緑豊かな街並を形成しています。また、定期的に樹木医による診断を実施し、更新や定期的な点検・剪定を行い、保全を進めています。

道路整備に合わせ、新たな緑を創出し、美しい道路景観と緑のネットワークづくりを進めています。



市役所周辺の桜並木

5) 学校の緑

学校には記念樹や大木が多く、接道部の緑化などが充実していることから、緑豊かな街並を形成する地域の緑となっています。老木となった樹木は、樹木医による診断を実施し、計画的な更新を行っています。

小学校にはビオトープ*を整備し、環境教育で活用しています。



学校の緑

6) 駅周辺の緑

吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の3駅には、まちの玄関口として広場や街路樹が整備されています。

吉祥寺駅では「吉祥寺グランドデザイン*」、三鷹駅では「三鷹駅北口街づくりビジョン*」に基づき整備が進められています。また、武蔵境駅周辺では中央線連続立体交差事業に伴い、北口広場が完成したことにより、南北一体の緑あふれるまちづくりが進んでいます。



武蔵境駅北口の駅前広場の緑

7) 農地

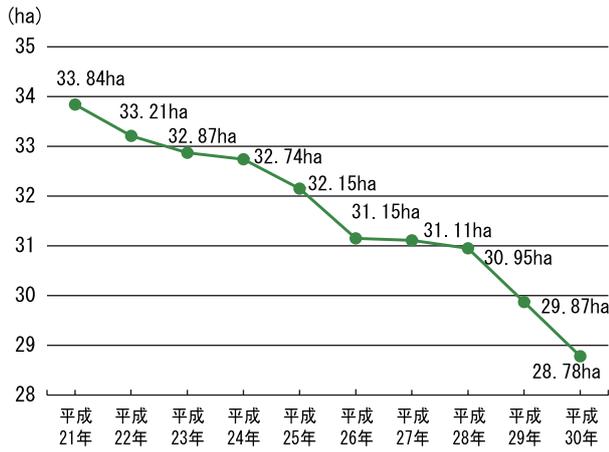
江戸時代から続く農業が現在でも営まれており、農の風景が維持されています。農地は、農産物の生産の場だけでなく、都市における防災機能、ヒートアイランド現象*の緩和機能、雨水の涵養などの環境保全機能など、重要な役割を担っていますが、相続税の負担や担い手などの課題から減少傾向にあります。〔図4〕

都市農地の保全に努めるとともに、「農」の大切さを実感し、「農」に触れる機会の創出として、農業ふれあい公園を整備しています。



農体験ができる農業ふれあい公園

第1章 武蔵野市の緑の経緯と概要



・武蔵野市の農業（平成30年6月）より作成

【図4】農地面積の推移

8) 住宅地の緑

本市の大部分を占める住宅地は、花や庭木が植えられ、暮らしている人々の温かみを感じることができます。緑豊かな街並づくりとして、道路に接する接道部の緑化（【図5】）と、誕生・新築記念の苗木の配布や保存樹木の指定などにより緑化を推進しています。

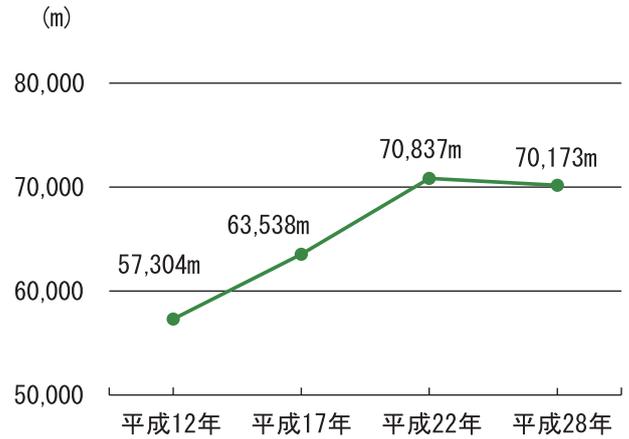
住宅地の緑被地面積の推移（【図6】）をみると、平成17年に減少が見られます。これは、宅地の細分化や建替えに伴う庭木の減少が主な原因と考えられます。一方で新たなマンション開発などで緑が創出されたことにより、平成28年は、平成12年の緑被地面積を上回る結果となっています。

本市のある地点における見た目の緑の割合を示す「緑視率*」は、市全体で増加しています。（【図7】）緑視率は、25%以上で「緑が多い」と感じるとされており、本市は27.6%（平成28年）であることから、緑豊かで住みよいまちとして評価され



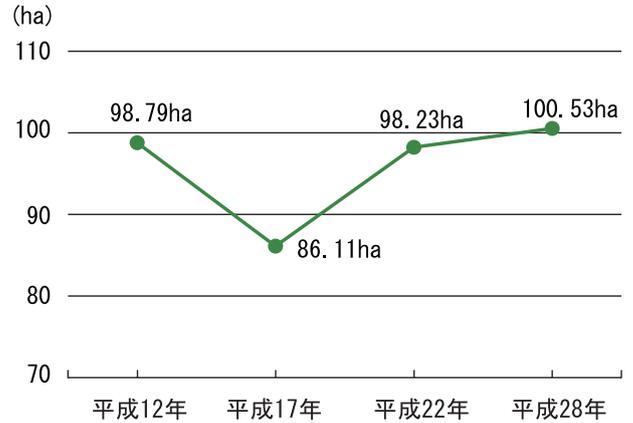
緑豊かな住宅地

ている要因の一つとして考えられます。

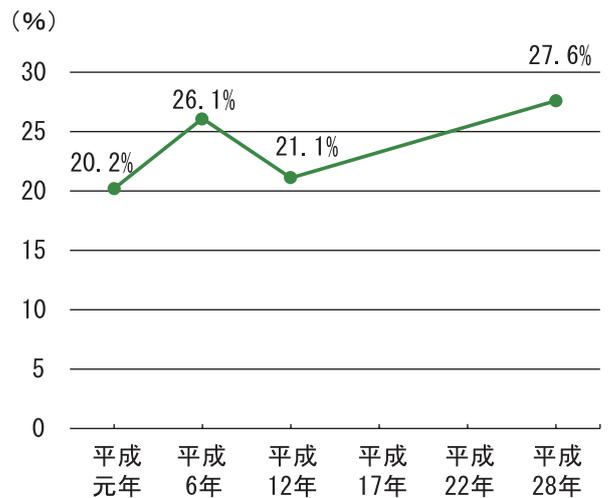


・平成28年度に減少しているのは、道路の定義を見直し、敷地内の通路などを除いたことによる。

【図5】接道部緑化*総延長の推移



【図6】住宅地の緑被地面積の推移



・平成17年、22年の調査は未実施

【図7】市全域の緑視率の推移

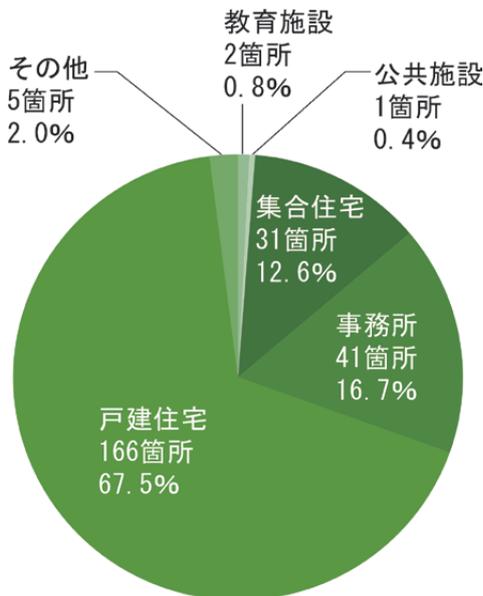
・図5・6・7は、武蔵野市のみどり武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成13年3月、平成18年4月、平成23年4月、平成29年4月）より作成

9) 大学・企業・商業施設の緑

大学・企業・商業施設では、敷地の公開や緑化が行われています。

成蹊学園のケヤキ並木は、武蔵野市指定天然記念物と環境省「残したい日本の音風景100選」に指定され、市民に親しまれています。市内の企業では、敷地の一部が歩行空間として市民に提供されています。商業施設ではプランターや屋上庭園・壁面緑化*による緑化がなされています。壁面緑化は、戸建住宅について事業所（事務所・店舗・倉庫）が多い結果となっています。（[図8]）

このように、大学・企業・商業施設などの民間の取組みにより、ゆとりのある街並と、花と緑による憩いの空間が創出されています。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成

[図8] 壁面緑化の箇所数と割合（建物用途別）



企業の敷地の一部が歩行空間として公開されている事例



プランターの花や緑で華やかな印象の吉祥寺

10) 歴史の面影を残す緑

市内には、緑や水辺を通じて、歴史の面影を感じることができる空間があります。

五日市街道沿いには、江戸時代の短冊状の地割が現在でも見られます。また、江戸へ飲料水を供給していた玉川上水と千川上水があり、歴史を伝える緑と水辺になっています。

武蔵境地域にある境山野緑地には、かつて薪や炭の生産場などとして維持されてきた雑木林があり、この地域一帯が、明治の文豪である国木田独歩の小説「武蔵野」と関わりがあるとされ「独歩の森」とも呼ばれ親しまれています。

昭和初期には、郊外住宅地が広がり、現在も見られる大木や屋敷林を有する比較的敷地にゆとりのある住宅開発が進み、近郊農村から近郊都市へ発展していきました。

軍需工場だった中島飛行機製作所の跡地は、はらっぱを主体とした公園にしようと市民運動が起こり、現在の都立武蔵野中央公園が整備されました。

また、武蔵野八幡宮・四軒寺・杵築大社などの社寺林は、歴史と風格を感じることができる緑として市民に親しまれています。



独歩の森として親しまれている境山野緑地

11) 多摩の森林保全について

多摩の森林は、東京都の面積の3分の1を占めており、大気保全機能・雨水涵養機能・災害防止機能・保健休養機能などの点から、都市の生活を支えています。本市の水道水の約8割が地下水であることから、多摩の森林は重要です。

そこで、本市では「森林の荒廃は、山側だけの問題ではなく、森林の恵みを受けている都市側住民においても認識を深め、関心を高めていく必要がある」という考えに基づき、多摩の森林を保全する事業に取り組んでいます。森林資源を活用した様々な体験ができる場として、平成13年8月に「二俣尾・武蔵野市民の森^{*}」を開設し、自然観察会などを開催しています。また、平成16年度からは「奥多摩・武蔵野の森事業^{*}」として奥多摩町と共同で、シカの食害により裸地化した森林の整備にも取り組んでおり、一定の回復が見られます。



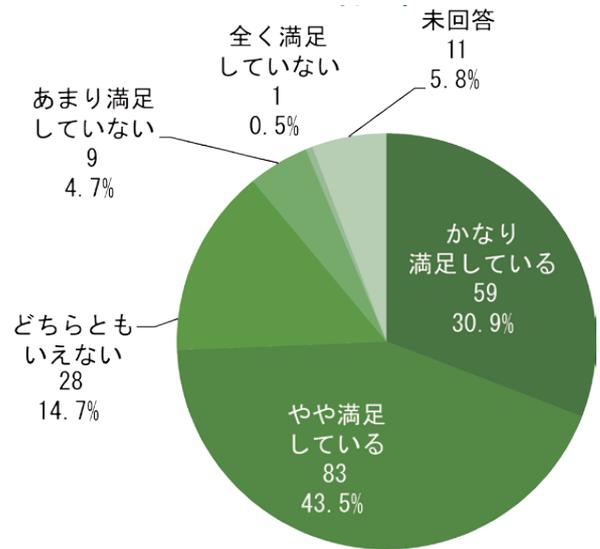
シカの食害により裸地化した森林の整備

12) 緑に関する市民意識

「武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書^{*}」（平成29年4月）の緑に関するアンケート調査では、「本市の緑をどう思っているか」の質問に対して、約7割の人が、「かなり満足している」「やや満足している」と回答しています。（[図9]）

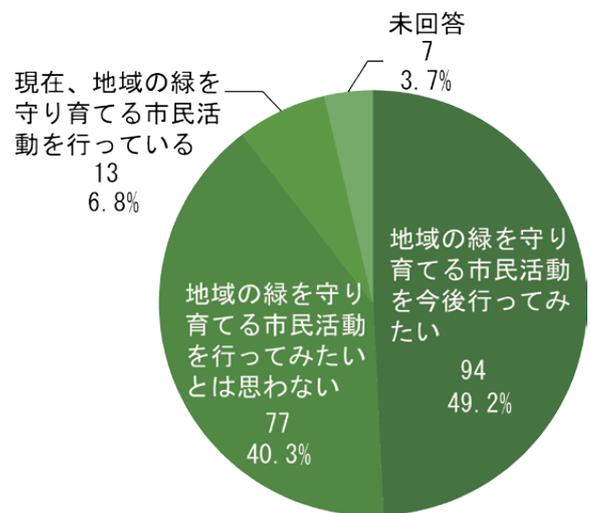
また、「地域の緑を守り育てる市民活動を行っているか」の質問に対して約6割の人が、「地域の緑を守り育てる市民活動を行っている」または「今後行ってみたい」と回答しています。（[図10]）

本市の緑は市民の満足度が高く、地域の緑を守り育てる市民活動に対して、多くの人が関心を持っていることがわかります。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成

[図9] 本市の緑についてのアンケート結果



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成

[図10] 地域の緑を守り育てる市民活動についてのアンケート結果